

平成 18 年第 2 回士別市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 18 年 5 月 11 日（木）

午前 10 時 9 分 開会

午後 2 時 41 分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙

日程第 5 議席の指定

日程第 6 議案第 6 3 号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について

議案第 6 4 号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第 8 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任

日程第 9 議会広報特別委員会の設置

日程第 10 選挙第 3 号 士別地方消防事務組合議会議員の選挙

日程第 11 報告第 2 号 専決処分の報告について

報告第 3 号 専決処分の報告について

報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 12 議案第 6 5 号 士別市税条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 6 6 号 市道路線の廃止について

議案第 6 7 号 市道路線の認定について

日程第 14 議案第 6 8 号 平成 18 年度士別市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 9 号 平成 18 年度士別市診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

日程追加 調査第 1 号 議会運営委員会の閉会中継続審査について

調査第 2 号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について

日程第 15 議案第 7 0 号 監査委員の選任について

閉会宣告

出席議員（22 名）

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	2 番	北 口 雄 幸 君
	3 番	伊 藤 隆 雄 君	4 番	井 上 久 嗣 君
	5 番	丹 正 臣 君	6 番	粥 川 章 君

	7番	小池浩美君		8番	柿崎由美子君
	9番	平野洋一君		10番	足利光治君
	11番	遠山昭二君		12番	岡崎治夫君
	13番	谷口隆徳君		14番	山田道行君
	15番	田宮正秋君		16番	斉藤昇君
臨時議長	17番	池田亨君		18番	牧野勇司君
	19番	菅原清一郎君		20番	中村稔君
	21番	神田壽昭君	議長	22番	岡田久俊君

出席説明員

市長	田効子進君	助役	相山愼二君
助役	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川誠君
財政課長	三好信之君		
市立土別総合 病院事務局長	藤森和明君		
教育委員会 委員長職務代理者	穴田一男君	教育委員会 教育長	朝日保君
教育委員会 教育部長	佐々木文和君		
農業委員会会長	松川英一君	農業委員会 事務局長	石川通広君
監査委員	三原紘隆君	監査委員 事務局長	横山日出夫君

事務局出席者

議会事務局
総務課長

藤田 功 君

議会事務局
総務課主幹

近藤 康 弘 君

議会事務局
総務課主査

浅利 知 充 君

議会事務局
総務課主事

岩端 聖 子 君

議会事務局総務課長（藤田 功君） おはようございます。平成 18 年第 2 回臨時会が本日招集されましたが、本臨時会は一般選挙後のはじめての議会でありますので、開会に先立ちまして田苅子市長より御挨拶がございました。

市長（田苅子 進君）（登壇） おはようございます。任期満了に伴います土別市議会議員選挙後、初の市議会開会に先立ちまして、一言お祝いのことばを申し述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、去る 4 月 16 日に執行されました合併後初の市議会議員選挙におきまして、衆望を担われ立候補され、市民各位の力強い御支持、御支援のもとに、栄えある御当選を果たされましたことに、心からお祝いを申し上げます。

さて、御承知のとおり、本市は、昨年 9 月 1 日に土別市と朝日町が合併をして、新土別市として船出をしたところであります。これまで両市町は、先輩諸賢をはじめとする市民、町民の御尽力によりまして、基幹産業であります農林業や産業の振興、道路や上下水道など生活基盤の整備のほか、教育、文化・スポーツ、福祉施策の充実を図るなど、それぞれ発展を遂げてまいりました。

合併に際しましては、数々の困難な問題にも遭遇し、熱き議論を交わす中、両市町の議会の皆様方、合併協議会委員の皆様方には、実に 12 回にも及ぶ協議を重ねられましたが、究極としては、これからますます厳しくなる時代にあっても夢と希望を描きながら、地域の振興と住民の福祉の向上のために、小異を捨てて大同につくとの進取の気概で、合併の道を選択したわけであります。

先ほども申し上げましたが、両市町ともそれぞれの地域性や特徴、特質を生かしながらまちづくりを進めてまいりましたが、今後におきましても合併して本当に良かったと後世の皆さんからも評価をいただけるように、相互信頼と友好・融和を重んじ、両市町の個性を生かしながら、最大限の努力をはらい新市のまちづくりを推進してまいる所存であります。

さて、最近では、新聞紙上あるいはニュースなどで景気の回復が言われておりますが、北海道においては、いまだにその兆候すら見えない中で、引き続き構造改革があらゆる分野において推進されております。とりわけ地方自治体が頼みとします地方交付税の大幅な減額や市税の減収などにより行財政運営は容易ならざる事態に置かれております。

加えて、基幹産業であります農林業や農村の振興、商店街の振興をはじめとする地域産業の活性化や環境対策といった新たな諸課題への対応、少子・高齢化の進展による福祉施策の展開、そして市民生活に密着する社会資本の整備と公共事業の確保、さらには、行財政改革の推進・財政の健全化など、緊急かつ重要な課題が山積しており、これが解決のためにも、市民と対等なパートナーシップの精神に基づく協働・参加型のまちづくりをさらに推し進めていく必要があります。

このような中で、市議会並びに行政の果たす役割はますます重要となってきております。

こうした厳しい時代にあって、この度御当選の栄に浴された議員の皆様方には、多くの市民から期待が寄せられております。

どうか、御健康にはくれぐれも御留意のうえ、新土別市のまちづくりと本市発展のため、尚一層の御尽力を賜りますとともに、市理事者の私どもをはじめ職員に対しましても、一層の御指導、御支援を賜りますように切にお願い申し上げます。お祝いの言葉といたします。

おめでとうございました。 （降壇）

議会事務局総務課長（藤田 功君） 次に、市長部局並びに各執行機関の説明員の紹介が、相山助役からございます。

助役（相山慎二君） （各説明員の紹介）

議会事務局総務課長（藤田 功君） それでは、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、池田 亨議員が年長議員でありますので御紹介申し上げます。池田 亨議員、議長席に御着席をお願いいたします。

17 番（池田 亨君） ただいま御紹介いただきました池田 亨でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（午前 10 時 9 分 開会）

臨時議長（池田 亨君） 平成 18 年第 2 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長（池田 亨君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（池田 亨君） 次に、日程第 2、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に岡田久俊議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました岡田久俊議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡田久俊議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岡田久俊議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま議長に当選されました岡田久俊議員から御挨拶がございます。

議長（岡田久俊君）（登壇）議長就任にあたり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

一般選挙後初の平成 18 年第 2 回臨時会が招集され、ただいまの議長選挙にあたり、議員各位の御厚情をたまわりまして不肖、私が 2 代目議長として満場一致で御推挙を賜りまして、この上もない光栄に思うと同時に、今その重責に身の引き締まる思いで、事の重大さを痛感をしているところでございます。もとより浅学非才、微力の私ではございますが、与えられた責務を最大限努力をし、職務を遂行いたしてまいる決意でございます。

また、議会運営にあたりましては中立公正に徹し、全身全霊を込め誠心誠意努力をいたしていく覚悟でございます。本市は昨年 9 月に合併をして新土別市が誕生してから 9 ヶ月が経過いたしました。近年の全国的な傾向として少子高齢化が進む中、国・地方を通じての財政の悪化に伴い自治体運営が一段と厳しい局面を迎えている状況にあります。本市も合併後 10 年間の中で行財政改革をはじめとする多くの懸案事項を解決していかねばなりません。今後においても多くの困難な課題が待ち受けていると思っておりますが、新しいまちづくりに向けて私ども議会と行政、そして市民の皆様とともに知恵を出し合い、一步一步確実に歩んでいくことにより必ずやこの難局を切り抜け、新しい土別市をつくっていけるものと確信をいたしているところであります。

結びとなりますが、議長として遅滞ない円滑な議会運営に務めていくことと、また、いかなる時も中立公正を旨として議長の職に励みたいと思っておりますので、なにとぞ先輩、同僚議員の皆様方をはじめ、理事者、各執行機関の方々並びに報道関係各位の皆様方におかれましては、旧に倍する御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）

臨時議長（池田 亨君） これをもって、臨時議長の職務を全部終了いたしました。

御協力をいただき誠にありがとうございました。

岡田久俊議長の御着席をお願いいたします。

（臨時議長、議長と交代）

議長（岡田久俊君） それでは、本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。2 番 北口雄幸議員、3 番 伊藤隆雄議員、4 番 井上久嗣議員を指名いたします。

議長（岡田久俊君） ここで、議会事務局総務課長から諸般の報告をいたします。

議会事務局総務課長（藤田 功君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

（朗読を経ないが掲載する）

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 報告第 3号 専決処分の報告について
- 報告第 4号 専決処分の報告について
- 議案第65号 土別市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 市道路線の廃止について
- 議案第67号 市道路線の認定について
- 議案第68号 平成18年度土別市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第69号 平成18年度土別市診療施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第70号 監査委員の選任について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

- 議案第63号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 議案第64号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	田 苺 子 進	助 役	相 山 愼 二
助 役	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉 田 博 行
市 民 部 長	安 川 登 志 男	保健福祉部長	杉 本 正 人
経 済 部 長	佐 々 木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 恵 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立土別総合 病院事務局長	藤 森 和 明
企画振興室長	鈴 木 久 典	市民部次長 兼環境生活課長	有 馬 芳 孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	宮 沢 勝 己	コスモス苑所長兼 コスモスデイサー ビスセンター所長	岡 本 利 紀
経済部次長兼 農林振興課長	相 山 佳 則	建設水道部次長 兼管理課長	稲 澤 要
朝日総合支所次長 兼経済建設課長	大 内 孝 司	市立土別総合病院 事務局次長兼 総務課長	谷 口 春 三
企 画 課 長	林 浩 二	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石 川 誠

財政課長	三好信之	税務課長	伊藤 暁
保健福祉 センター所長	岡 強志	土木課長	上西康友
施設維持 センター所長	野口和幸	地域振興課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	川越一男
教育委員会 委員長	佐々木正雄	教育委員会 委員長職務代理者	穴田一男
教育委員会 教育長	朝日 保	教育委員会 教育部長	佐々木文和
教育委員会 教育部次長兼 生涯学習課長兼 生涯学習情報センター所長	鈴木隆夫	教育委員会 教育部次長兼 地域教育課長兼 朝日山村研修センター所長 兼朝日農業者 トレーニングセンター館長	林 広志
農業委員会会長	松川英一	農業委員会 会長職務代理者	丹治行夫
農業委員会 事務局長	石川通広	農業委員会 総務課長	田中敏宏
監査委員	三原紘隆	監査委員事務局長	横山日出夫

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 総務課長	藤田 功	議会事務局 総務課主幹	近藤康弘
議会事務局 総務課主査	浅利知充	議会事務局 総務課主事	岩端聖子

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に山居忠彰議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました山居忠彰議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山居忠彰議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山居忠彰議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま副議長に当選されました山居忠彰議員より御挨拶がございます。

副議長(山居忠彰君) (登壇) 一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

ただいま、議員各位の心温まる、そして力強い御推挙を賜り、全会一致での指名推選によって新生土別市 2 代目の副議長の任を拝命いたすことになりました。私自身、この上ない光栄なことでございますと同時にその責務の重大を痛感し、身の引き締まる思いをいたしているところでございます。

さて、本市は、合併後一貫して旧両市町民の相互信頼に基づく融和と一体感を基本に、合併効果を最大限に生かすべく確かなまちづくりを進めてきたところでございます。

しかしながら、社会情勢は少子高齢化、情報化、国際化などの著しい進展の中、構造改革をもたらした本格的な格差拡大社会の入り口に立たされており、地方自治体を取り巻く環境も急激な変化を見せてございます。ここはなんとしても基幹産業である農業や商工業の再生はもとより、財政再建、雇用の確保、医療や福祉の充実など市民の命と暮らしを守るという明確な任務と使命を負った重要な議会として役割を果たしていかなければなりません。そのためには、議会のチェック機能発揮はもちろん、議論を十分に尽くす中で市民から信頼の得られる責任ある意思決定機関として、議会機能拡充がきわめて肝要となってまいります。

私は、岡田新議長の補佐役として、微力ではありますが誠心誠意全力でこの任にあたる覚悟でございます。なにとぞ先輩、同僚議員の皆様をはじめ、理事者、各執行機関の方々、市民の皆様方、並びに報道関係各位におかれましても尚一層の御指導、御支援を心よりお願い申し上げます。副議長就任の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手) (降壇)

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席いただいている議席を指定いたします。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第63号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について、及び議案第64号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号及び議案第64号の2案件は原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決いたしました議案の告示行為のため、暫時休憩いたします。

（午前10時26分休憩）

（午前10時45分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の氏名を議会事務局総務課長から朗読いたします。

議会事務局総務課長（藤田 功君） 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会委員、粥川 章議員、神田壽昭議員、北口雄幸議員、斉藤 昇議員、菅原清一郎議員、谷口隆徳議員、中村 稔議員、平野洋一議員。

民生福祉常任委員会委員、足利光治議員、井上久嗣議員、柿崎由美子議員、田宮正秋議員、牧野勇司議員、山居忠彰議員、山田道行議員。

経済建設常任委員会委員、池田 亨議員、伊藤隆雄議員、岡崎治夫議員、岡田久俊議員、小池浩美議員、丹 正臣議員、遠山昭二議員。

議会運営委員会委員、池田 亨議員、伊藤隆雄議員、北口雄幸議員、斉藤 昇議員、谷口隆徳議員、田宮正秋議員、丹 正臣議員、遠山昭二議員。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいまの朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第8、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに正副委員長の氏名を議会事務局総務課長から朗読いたします。

議会事務局総務課長(藤田 功君) 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会、委員長、菅原清一郎議員、副委員長、神田壽昭議員。

民生福祉常任委員会、委員長、柿崎由美子議員、副委員長、山田道行議員。

経済建設常任委員会、委員長、小池浩美議員、副委員長、遠山昭二議員。

議会運営委員会、委員長、田宮正秋議員、副委員長、池田 亨議員。

以上でございます。

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第9、議会広報特別委員会の設置を議題に供します。

お諮りいたします。委員会条例第6条の規定により本議会に6名の委員をもって構成する、議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項を、当該特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本議会に6名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

引き続き、ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員及び正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項及び第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに議会広報特別委員会委員及び正副委員長の氏名を議会事務局総務課長から朗読いたします。

議会事務局総務課長(藤田 功君) 議会広報特別委員会委員の御氏名を申し上げます。

足利光治議員、井上久嗣議員、北口雄幸議員、小池浩美議員、丹 正臣議員、平野洋一議員。
次に、議会広報特別委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。
委員長、平野洋一議員、副委員長、北口雄幸議員。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員及び正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 10、選挙第 3 号 土別地方消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

土別地方消防事務組合議会議員に山居忠彰副議長、斉藤 昇議員、谷口隆徳議員、牧野勇司議員、不肖、私の 5 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 5 名の議員を土別地方消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 5 名の議員が土別地方消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいまの選挙で当選されました、5 名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 1 0 時 5 5 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、報告第 2 号 専決処分の報告について、報告第 3 号 専決処分の報告について、及び報告第 4 号 専決処分の報告について、以上 3 案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第 2 号 朝日町合併特例区長の給与等に関する規則、報告第 3 号 朝日町合併特例区職員の旅費に関する規則、及び報告第 4 号 朝日町合併特例区協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規則の専決処分の報告について、一括してその内容を御説明申し上げます。

これら特例区規則の制定につきましては、平成 18 年 3 月 31 日、朝日町合併特例区の設置に伴い、合併特例区長の給与及び特例区職員の旅費、並びに特例区協議会委員の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項について市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 36 第 2 項の規定に基づき制定したものであり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によって報告し承認を求めます。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号、報告第 3 号及び報告第 4 号の 3 案件は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 12、議案第 65 号 土別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 65 号 土別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、個人の市町村民税の見直しなど、平成 18 年 3 月 31 日に公布となりました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、市税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、個人市民税関係では、課税所得によって 3 パーセント、8 パーセント、10 パーセントと三段階に区分されておりました所得割の税率を、一律 6 パーセントに改正し、平成 19 年度分から適用するものであります。なお、個人市民税の税率改正に伴い、個々の納税義務者の負担が変わらないよう、所得税と個人市民税の人的控除の差額による負担増を調整する新たな措置が講じられました。

また、生活保護扶助基準が改正されたことに伴い、均等割非課税限度額に係る控除対象配偶者又は扶養親族を扶養する場合のみに加算される額を、18 万円から 17 万円に、所得割非課税限度額にかかる加算額につきましても、35 万円から 32 万円に、それぞれ引き下げるものであります。

この他に、個人市民税にかかわるものとしたしまして、安心・安全への配慮から従来の損害保険料控除の仕組みを改め、新たに2万5千円を限度として地震保険料控除を創設し、平成20年度以後の個人市民税から適用いたすものであります。

次に、固定資産税に関する改正といたしましては、宅地等の税額の算定においては、前年度の課税標準額に負担水準の区分に応じた、負担調整率を乗じた額を課税標準額としていたものを、負担水準が一定割合以下の場合、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とすることとなり、平成18年度から平成20年度までの各年度分について適用するものであります。

なお、都市計画税におきましても、固定資産税と同様の措置をいたすものであります。

次に、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に一定の耐震改修を行い、耐震基準に適合することが証明された場合、申告により、改修家屋の120平方メートル分までにかかる固定資産税を2分の1減額する措置が講じられるよう措置いたすものであります。

次に、本年7月1日からのたばこ税の引き上げに伴い、わかば、エコーなど6種類の旧三級品のたばこについては、1,000本当たり152円、旧三級品以外のたばこについては、1,000本当たり321円市たばこ税を引き上げ、国・道分を含めたたばこ税の総体では、20本入り一箱で、約17円の引き上げとなるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7番(小池浩美君) 個人住民税の所得割税率を変えるという部分についてお聞きしたいと思うんですけども、これは国が決めた地方税法の改正に伴っての条例改正ですので、この条例改正に対してあまりとやかく言っても仕方がないのかなという部分もあるんですけどね。まず個人住民税の税率を変えると、3パーセント、8パーセント、10パーセントだったものをすべて6パーセントという一律にするということなんですけれども、それではそれぞれね、課税所得額が200万円以下ですと今は3パーセント。それから、200万円超えて700万円以下が8パーセントで700万円を超えると10パーセントというふうになっていますけれども、これをすべて6パーセントというふうにするといったいどれほどの金額が、いわゆる増税ですわね、これはね。増税になるのか。その金額をそれぞれ段階的に教えていただきたいと思います。最終的にですね、市税収入が増えると思うんですけども、いくら増えるのかと考えれば逆に、市民の払う税金も今度それだけ出さなきゃならないという考え方になるんですけども。まずはじめにその金額を教えてください。

議長(岡田久俊君) 伊藤税務課長。

税務課長(伊藤 暁君) お答えいたします。今回お答えしますのは、市民税6パーセント、道民税4パーセントでございますので、差額については10パーセントで報告をして、後で市民税にかかわる部分について答弁をしたいというふうに思います。

まず、課税所得が200万円までの方につきましては、17年度課税ベースでおよそ5,200人が該当すると思われま。その税額につきましては、1億9,700万円程度増額になるというふうに考えております。それから、課税所得が200万円から700万円までの方につきましては、およそ1,900人程度おられるというふうに考えておまして、増税額は1億8,800万円程度になるだろうとい

うふうに推計をしております。700万円以上の方につきましては、10パーセントと変わらないわけですが、道税もいれまして13パーセントになってますので逆にこの方は、100人程度ですが800万円くらいの減税になるのではないかというふうに思っております。総体で7,200人で3億7,700万円、これが住民税の増税分でございます。単純に計算しますと6、4ですから2,600万円程度市民税に入るのではないかとありますが、現在の住民税で道民税と市民税の割合が道民税3、市民税7という割合になってますので、この比率が6対4に変わりますことから市税で増額になる分についてはおよそ1億5,500万円程度。道民税については2億2,200万円程度というふうに推計をしております。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） このことによって1億5,500万円が増税になるというふうに考えていいわけですね。

じゃあ、この分は私たち市民が納める額だというふうに考えればですね、またもうひとつここに、個人市民税における調整控除というのが新たに出てきてるんですけども、このことをちょっと簡単に説明していただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） 御説明申し上げます。今回創設されました住民税にかかわる調整控除について御説明申し上げます。まず、人的控除の差額の間接関係でございますが、現在所得税における人的控除につきましては、高齢者控除あるいは特定扶養控除等々特定な要因を除く控除額につきましては、1人あたり38万円ということになっております。住民税につきましては33万円でございますので、そこで控除額が1人あたり5万円の差が出てまいります。当然住民税を引き上げるわけでありまして、人的控除額の少ない住民税の税率をあげることによりまして自動的に増税になるということになります。そこで今回新たな調整措置を設けまして、まず1点は課税所得が200万円以下の方。この方については、人的控除額の合計額と課税所得の合計額のいずれか小さいほうの金額に5パーセント、市民税で3パーセント、道民税で2パーセントをかけて税額を控除するという中身になっております。例えの例でいきますと、夫婦、子供2人の4人世帯の場合、人的控除額が20万円でありまして、課税所得金額が20万円を超えますと、どちらか小さい方ということでございますので20万円の5パーセントで1万円を税額から控除する。ですから簡単に言いますと、課税所得が20万円を超えた場合は全員1万円の控除になるというのが1点目でございます。2点目が、課税所得が200万円を超える人の場合。この場合は、人的控除の合計額から課税所得金額から200万円を控除した金額の5パーセント。5万円以下については5万円の5パーセント、2,500円を控除するという中身でありまして、例えば4人世帯の関係で申しますと、課税所得が215万円を超えた場合については5パーセントの2,500円を控除するという中身になっているところでございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 今回個人住民税を税率上げたので、これは国のいわゆる地方自治体への税源移譲というようなことの一つだと思うんですね。税源を移しましたよということで、上げて市民の皆さんがこんなに上がってびっくりするんで、そこで調整してるんだと思うんです。この基礎控除、人的控除で調整して、いただいたこの試算表を見ますと全部差し引きゼロみたいになって、上げるけれども差し引きゼロで負担はないんですよってというような表になっております

けれどもね、人的控除の差だけ埋めても、私は市民の税負担はなくならないと思うんですよ。それでちょっとお聞きしますけれども、生命保険の控除。これは住民税と所得税とでは、差はあると思うんですけどね、このことについては住民税の方がマイナスって言うか不利になるって言うか、そんなふうになるのかどうか。そこらへんのことをちょっと教えていただきたいと思いません。

議長（岡田久俊君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） ただいまの生命保険料控除にかかわって御説明申し上げます。確かに、議員御指摘のとおり所得税と住民税で生命保険控除の額が違います。所得税については5万円、住民税は3万5,000円ということで、ここで1万5,000円の差ができております。控除額が大きい方の所得税の税率が下がって、控除額が小さい方の住民税の税率が上がるとということで、生命保険料の控除金額あるいは課税所得金額等によって差はありますが、若干の増税になるというふうに思います。5パーセント、10パーセントの関係でいきますと、700円程度この関係だけで増税になるのではないかとこのように思われます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 700円とおっしゃいましたけれど、最大で考えたら1,500円くらいはなるのではないかとこのように思いますが、まずここ1つ。生命保険料の控除で不利益が出てきております。それから、寄付金控除ですね。寄付金控除では、私どもなんかは政党への寄付金とかそういうので控除になりますけれども、この対象も住民税の場合ですと少ないのではないかとこのように思いますが、住民税と所得税との、この寄付金控除の対象範囲というものを教えていただきたいと思いません。

議長（岡田久俊君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答え申し上げます。寄付金控除の関係でございますが、住民税につきましては都道府県あるいは市町村に対する寄付金。それともう1点は日本赤十字社、都道府県共同募金会に対する寄付金10万円以上ということに限定をされております。所得税におきましては、公共の団体と思われるものに対する寄付金はいいいということで教育文化、体育、環境、科学技術等々幅広く該当してまずし、その他政党の寄付金あるいは認定のNPO法人への寄付金。この認定NPO法人と申しますのは、平成13年10月に国税庁長官が認めたものというふうにならなっていますので、それらに対して1万円以上が寄付金控除の対象になるということになっていますので、大きく取り扱いについて差がございます。ただ、寄付金の金額、所得によっていくら寄付すればいくら控除になるのかということについては個別の算定がございますので、この場ではお知らせすることはできません。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） このようにいろいろな控除でもね、やはり市民が増税になるということはもうはっきりしている、今回の地方税法の改定なんですよ。さらに考えていけば、所得税とか住民税の金額を基準にした保育料とか国民健康保険料とかいろいろなものがあるんですけど、そういうものもものすごく影響してくるような気がするんですよ。ですから私は、これからそういったようなものにも手をつけて条例改正とかっていくんでないかなというふうに思うんですけど、市民負担が極力大きくならないような施策をとっていただきたいなと今ここで言うておきたいと思いません。最後にですね、結局は自治体が税金を集める仕事が増えるんじゃないかとこのように思いますが、税金を集めるということにもいろいろと困難があるのではないかと私は想像しますが、

どのような対応策をお考えでしょうか。

議長（岡田久俊君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおりですね、納税と言いますか徴収にはかなり負担がかかるのではないかというふうに思っております。国は所得税と住民税あわせると負担は同じなんですよとお話をしていますが、確かに市民の方にとってみればですね、納税通知書が届いて住民税が前年から比べるとおよそ倍くらいに上がっているという意味では、ものすごく税負担が重くなったというふうに感じるのではないかと思っております。今回の税制改正については、その内容についてどれだけ市民に周知、啓蒙できるのかというのが大きく徴収にかかってくるのではないかというふうに思っております。とくにこの中では、市民の方に住民税と所得税あわせたら税額は変わらないんですよということも含めて周知をしていきたいと思っておりますが、今考えておりますのは本年納税貯蓄組合連合会を解散いたしまして、納税推進母体を自治会に移行をいたしました。おかげさまで自治会の協力をいただきまして、ほとんどの自治会で1人から4人の納税推進員を選出をしていただきました。当初から納税推進員を対象にした研修会を年2回やろうというふうに考えておりましたので、この研修会の中で今回の税制改正について御理解がいただけるように1つはもっていきたいと思っております。2点目は自治連だより、これを活用して税の広報もしていこうというふうに考えておりまして、これも年2回発行でありますから、この中でわかりやすく広報をしていきたいというふうに思っております。さらに2月からの確定申告の時期にですね、申告者に特にこの内容について御説明をし、御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、このほかにも何か啓蒙するにはどういう方法がいいのか税務課の中で検討をしながらできる限りの対応はしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。北口雄幸議員。

2番（北口雄幸君） 今御説明の中で、国税との関係で個人の負担は同じというふうに御説明はされたわけですが、ただ国の方針としては、来年度から定率減税が廃止をされるということで決まっておりますし、それが財務省のホームページ等でも掲載をされているということでもありますから、結果として税源移譲で国税が所得税が下がったとしても、定率減税が廃止されたことによって実質負担が、所得税が変わらない。逆に一方では住民税だけが上がってしまうというような実態が出てくると思うんですよ。そういった意味では、今小池議員も言われましたけれども、住民にきちんと周知徹底を図ってですね、市民税が引き上げになるのはあくまでも税源移譲に絡んでの負担増なんだよということをきちんと周知徹底することが大事だろうというふうに思いますので、その辺再度よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岡田久俊君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） 今、北口議員からお話がございました定率減税の関係も含めて十分に啓蒙啓発活動を続けたいと思ひます。ちなみに定率減税の廃止による増税額が9,000万円ということでございますので、今回の税率改正とあわせると2億5,000万円くらいが増税になるということでもありますから、相当覚悟をして市民に周知を図らないとですね、収納状況が大変なことになるのかなと思ひます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。平野洋一議員。

9番（平野洋一君） 前段の議員さんと重複する面があるかと思ひますが、税率を改正するという

ことはなんらかの税の収益増を見込んでなされるものだと、私は思います。これまで税を取りすぎたから安くするというような税率改正はあまり聞いたことがないように思うわけでございます。どこの自治体でも財政状況の非常に厳しい中で、少しでも多くの収入増が図れないかと誰しも考えるところではないかと考えております。今回の税率改正の提案で、先に説明をいただいた中に、約 1 億ながしの税収増が見込まれているというような試算がお話をいただきましたが、これは市民の立場から考えれば明らかに増税と映るわけでございます。そこでですね、この税率改正は国の三位一体改革と連動しているということは薄々わかっているわけではございますが、本当に許される範囲内で十分考慮なされた改正なのかどうか。また、どのような所得層に厚くなったり薄くなったりしてるような改正なのかどうかとか、特徴を何点か市民にわかりやすい言葉で御指摘をいただくと大変ありがたいなと思って質問をさせていただきました。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） お答えをいたします。ただいま税務課長の方から御説明を申し上げましたように、今回の税率の改正につきましては三位一体の改革にかかわっての、所得税から、国の税から地方税への税源の移譲でございまして、住民税の部分では 1 億数千万円増と申し上げているわけですが、その分国税の方では、所得税の方では減額をされるということでございます。その中では若干先ほど論議もございましたように、生命保険料控除の 5 万円と 3 万 5,000 円の差等で若干ずれはございますが、国の方でもなるべく差を生じないという形で人的控除にかかわっての調整控除も加わっておりますので、その部分で生命保険料控除の部分を除きますと、あらゆる階層で所得税と住民税との差はほぼゼロに限りなく近いというふうな状況になります。しかし、1 点、税の収納上きわめて問題なのは、国税は当年度の収入に対して、例えば 18 年度あった収入に対して、給与所得者であればその収入を得ているときの部分を毎月毎月源泉徴収をされて 1 月に年末調整という形で終わります。さらに一般の納税者につきましては 3 月の確定申告という形で、例えば 18 年度の収入について税額が決定するわけですが、地方税、住民税、市民税につきましてはその所得のあった当年度が 18 年度といたしますと、それをもとにして 19 年度の税を算出するという格好になります。ですから、市民の立場になりますと 19 年度になって発生した市民税がいきなり倍額に値上がるというふうなことだけが見えてくる可能性があります。ただし、その前年の源泉所得税、それと確定申告した国の税金は前年から見ると同じ収入であれば半分に減っているんですが、そのことがなかなか見えてこないという状況で、市民税だけに負担感をもたれるということがあるかもしれませんが、ただ単に 1 億数千万円の市税が増えるということではなくて、その部分での道税の部分を含めて地方税全体では国の税が減っているという状況でございますので、増税のための税率改正ではなくて、国の税財源を地方財源に移譲するための改正だということで御理解をいただきたいというふうに思います。ですから、市民に対しては税務課長の方から申し上げましたように、あらゆる機会を通じて P R に努めてまいりますし、さらに増税になったときに納付書が発付されるときにも、今回の税はこんな格好で値上がりますがその前の所得税は減っているはずですということをしっかりと、市民の方に重ねてお知らせをするというふうにいたしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16 番（斉藤 昇君） 今、3 人の方の議論を聞いていたわけだけでも、1 つはですね、税源移譲、税源移譲というふうに皆さんおっしゃるけれども、今度の税制改正の中で土別にはどんだけの税

源が移譲されてくるのか。それから、定率減税が廃止されて 9,000 万円の財源とおっしゃっていたけれども、それは本当に土別の市税に入るのか。その他 1 億 5,500 万円の市税が入ると言っているけれども、これらは純粹にですよ、土別の財源としてきちっと入ってくるのか。結局はその分が入るんだよと例えば言ってもですよ。地方交付税の方が削減とこうなってくるわけでしょう。だから、本当にこの税制改正によって土別の、要は税収。国の三位一体改革だって言うんだから、本当に国の言っている三位一体改革が本当のものであるならば、土別の税収が純粹にたんぼ増えるんですか。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信行君） お答えいたします。税としては、先ほど税務課長が申し上げていましたように 1 億 5,500 万円、市税として増税になるというふうを考えております。ただ、ただいま斉藤議員がおっしゃったように、地方交付税の方で今のところその全額が差し引かれるか、あるいは 75 パーセント交付税の方から差し引くか、この部分はまだ国の方ではっきりしておりませんが、市独自の地方税が増収になりますとその部分は交付税というものからは差し引かれることになりません。市の一般財源の総額としては、大きな変化はないということになります。ただ、国の方で今考えているのが、地方交付税として交付する場合、所得税なり市税なり国の国税を地方に配分すると言ったような手法ですので、それを所得税を減らして地方税を増収することによって、国から交付されるのではなくて地方の方の財源として地方が自分の力で賄うと。そういった意味で税源移譲ということが言われておりますけれども、実際のお金の部分ではどこが多くてどこが少ないということは今のところありません。ただ、不交付団体みたいな、例えば東京都のようなところで、地方交付税もらってないようなところでこの制度が実施されますと、住民税の方で増えた部分はその年の税金は多くなります。この部分を、そういった今まで力のあるところだけさらに力がつくというようなことがないように、その部分をどういうふうにして力のない地方の方に均衡あるような配分ができるかというのを今、国の方で課題として検討されているというような状況であります。

定率減税の部分につきましても、最終的には 9,000 万円ほど市の税金としては増収になりますけれども、これにつきましても、今、国の制度の方で定率減税を行っていた部分、その部分についてはそれに見合う部分を地方特例交付金という形で交付されております。それがだいたい 5,600 万円くらいだったんですけれども、これにつきましても定率減税が廃止されることによって地方税が増収になる部分、段階的に国の方でもたしか 8,800 億円ほどだったんですけれども来年は 4,000 億円程度、その次の年には 2,000 億円程度、最終的にはそれを廃止するというような考えです。おそろく半分ずつ減っていくというようなことになります。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16 番（斉藤 昇君） 皆さんが考えていらっしゃる、三位一体の改革で地方に対する税源移譲だと。国からの。だけれども、今課長おっしゃったけれども中身はですよ、結局お金に色はついてないんですよ。中身はですよ、地方交付税の方で削るんだから。結局は何も変わっていないってことでしょ。やはり地方で使えるお金をどんとよこしてですよ。自由に地方、この分については使いなさいと。そういうお金になって戻ってこないということじゃないですか。だから皆さん方が言う税源移譲、税源移譲と。地方に税源を移譲するんだと。こう言うけれども、一向に増えるわけじゃないですよ。むしろ地方交付税の方で削減が大きくなっていくわけですよ。今だって財政諮

問会議の中でやってるわけでしょ。そして地方交付税はもっと減らすべきだと。こうまで言うわけですよ。だから、地方で随分と努力をしているようだけれども、そういう地方交付税に大なたを振るわれてね、私たちの地方財政はますます厳しくなっていくということが言えると思うんだけど、皆さん方が思っている税源移譲、これはどうあるべきだと皆さん方は考えていらっしゃるのか、この際考え方をお聞きしたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 私の方から答弁させていただきますけれども、今回の三位一体の改革そのもののシステムは、国の国庫補助負担金等々を一般財源化をするということと、あわせてその一般財源化をすることによって国がいろいろな関与等々を持っているものを縮小して、地方の自由裁量でもってお金を使えていくというのが本旨であります。ところが、実態としてはなかなか一般財源化をされても国の関与が残って、思うようにいかないと。本来的に言う地方分権につながる三位一体改革にはなかなかつながっていないのではないかというのは、地方六団体が申し上げている国に対する今日までの主張でございます。一方では、今税制改正の問題でもありましたけれども、そういった形で財源を移譲することによって地方が自由に使える、色のついていないお金という面では裁量が広がるということが1つの柱になっているわけでありまして、地方が求めている、理想とする現状にはなかなか近づいていないということについては、今齊藤議員が御指摘のとおりであります。一方では、そういう税源移譲に伴って税制改正で今度所得税が減るわけですから。所得税が減るということは、交付税の原資は所得税も入っています。今の現状の中では30数パーセントが交付税の原資という形になっているわけですが、原資が減って、その配分割合が変わらなければ一方では交付税の総額が減っていくというような実態もあるわけでありまして、さらに加えて最近の新聞報道によりますと財政諮問会議の中ではさらに交付税については、もうちょっと下げるべきだと。一方では、この国の財政危機の根底にあるものは地方交付税、さらにはいろいろな医療・社会保障制度等々の国の歳出、固定化した歳出があるというような観点からそういう大きな議論が出てまいっております。一方では、そのために地方の歳出をもうちょっと削減せよ。それにあわした交付税を我々は、国としてはつくっていきいたいんだというような話になっているわけでありまして、今後の将来の財政運営を考えたときには、極めて地方自治体にとっては厳しい状況が今想定されるわけでありまして、そのことについては、そういった議論については地方六団体を中心としながら、それは絶対に容認できないという立場で新聞報道等でも、これは国と地方の1つのこれからの大きな争点になるだろうというような観点にもなっているわけでありまして。市長も全国市長会等々のいろいろな立場の中で、委員も仰せつかっておりまして、そういった場では国の考え方と地方の考え方との開きというものを十分主張しながら是正を求めていく。それを行うことによって、地方が健全な財政運営ができるように努力をするということも1つの地方六団体の大きな目標でもありますので、こういった過渡的な税制改正なり三位一体税源移譲の状況にありますけれども、今御指摘のように、決して地方にとって好ましい姿で今、改革が進められている姿ではないということについては十分認識をいたしているところでございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 国の政治の方向を見てるとですね、例えばですよ。米軍の基地の再編整備なんかをめぐってね、グアム移転なら7,000億円とか、あるいは米軍の世界的な戦略の負担を日本

は 3 兆円だとかね。そんなことをつらつらつらつらやるわけですよ。そして、国民のやっぱり生活に密着している社会保障なんかをずたずたにしていくと。私はやっぱりこういう方向に国の政治がね、あまりにも向きすぎてるといふふうに最近はそのような気がして仕方がないんだけど、それが結局は地方の切り捨てであったり、社会保障の切り下げであったりするんだらうと。そして、そのしまいに出てくるのは消費税の 2 桁以上の値上げでしょう。そういうことなんかもやりながらやっぱり日本の国の政治が何かですよ、昔また来た道、アメリカの世界戦略に乗って、日本を戦争をする国にやっぱりしていくような方向に行く、そのために、国の政治がやっぱり国民生活なんかをないがしろにしているということを指摘しないわけにはいかないと思うんです。

もう 1 つは、たばこ税の関係だけれども。これは 7 月にはこれが引き上げられると。今まではだいたいいくらで、これはどのくらい入ってくるということになるんでしょう。それは純粋に吸った分だけ入ってくるという、純粋にそう思っているもんなんじゃないですか。この際お聞きをしておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） たばこ税についてお答えを申し上げます。現在は、年に 1 億 9,000 万円程度たばこ税がございますが、今回の値上げでたばこをやめる方がいないと仮定すれば、1,100 万円くらい増えるのかなというふうに推測しています。

議長（岡田久俊君） 三好課長。

財政課長（三好信行君） 今回のたばこ税の国の改正の関係で、1 点だけ補足させていただきますけれども、たんなる増税という国の考え方ではなくて、今回小学校 3 学年以上から 6 年生までの児童手当が拡大されております。それに対する財源として、この地方たばこ税の今回の増税分。それと先ほど申し上げておりました、地方特例交付金の一部。それをあてて地方に交付するというところで、市町村の分のたばこ税の税率についても引きあがっているというようなことになっております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 13、議案第 66 号 市道路線の廃止について、及び議案第 67 号 市道路線の認定について、以上 2 案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 66 号 市道路線の廃止について、及び議案第 67 号 市道路線の認定について、一括してその概要を御説明申し上げます。

はじめに、市道路線の廃止についてであります。朝日中学校に隣接する場所に移転改築される、糸魚小学校の建設敷地内に含まれることとなる朝日中学校道路につきまして、路線の廃止を行おうとするものであります。

次に、市道路線の認定についてであります。先に御説明いたしました市道路線の廃止に伴いまして、市営住宅への出入りのための道路が必要となりますことから、新たに朝日中学校道路として路線の認定をしようとするものであります。

なお、今回の市道路線の廃止、認定につきましては、路線の延長が同じでありますことから、これまでの総延長、約 856 キロメートルに変更はないものであります。

以上、市道路線の廃止及び認定について、道路法第 8 条第 2 項及び同法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号及び議案第 67 号の 2 案件は、原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第 14、議案第 68 号 平成 18 年度士別市一般会計補正予算第 1 号、議案第 69 号 平成 18 年度士別市診療施設特別会計補正予算第 1 号、以上 2 案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君) (登壇) ただいま議題となりました、議案第 68 号 平成 18 年度士別市一般会計補正予算第 1 号並びに議案第 69 号 平成 18 年度士別市診療施設特別会計補正予算第 1 号について、その内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてであります。歳出予算に追加いたしますのは衛生費で、上士別医院の嘱託医師の辞任に伴い、後任医師を迎えるための視察旅費及び赴任に伴う移転旅費として 58 万 5,000 円、後任医師の紹介をいただいた北海道地域医療振興財団に対する負担金 25 万円のほか、診療施設特別会計繰出金として 373 万 9,000 円、合わせて 457 万 4,000 円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、地方交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、診療施設特別会計についてであります。歳出予算に追加いたしますのは、上士別医院の医師住宅補修工事費及び自動体外式除細動器の購入費など 373 万 9,000 円を計上いたしたところであり、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7 番(小池浩美君) 今回の補正は、上士別の医院に船津先生の代わりに新しく先生がいらっしゃる

ということにかかわっての様々な費用の補正というふうになっておりますが、どういう先生がいらっしゃるのかとか、新しい先生が来るってということも私は広報紙などでは見てないので知らなかったんですけどね。3点ほどお聞きしますが、まずこの上士別医院の船津先生がおやめになるってというのはもう早い時期からわかっていたと思いますが、今度の新しい先生が見つかったというそこら辺の取り組み経過をお聞かせ願いたいのと、そして新しい先生がくるということをも市民にどのような形で周知されたのか。特に上士別の方々は大変不安だったと思うんですよね。上士別の方々に対してどのような周知をしたのかということと、今回の補正の特に整備費 373 万円の住宅の整備等々の、ちょっと具体的な中身、これを教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。ただいま小池議員から上士別の医院の嘱託医師の関係でお尋ねがございました。はじめに、上士別医院が一時閉院にいたるまでの経過についてお答えしたいと思います。上士別医院の嘱託医師の辞任につきましては、本年の2月1日に上士別医院の診療を委託しております船津先生から市内に医院を開院するため、5月頃をもって辞任いたしたいという申し出がございました。これを受けまして、早急に後任の医師を確保するため、翌日の2月2日には北海道地域医療振興財団に後任の医師の招聘をお願いしたところであります。さらに2月22日に北海道地域医療振興財団を相山助役が訪問しまして、医師招聘を直接要請してきたところでございます。こうしたことによりまして、3月10日に北海道地域医療振興財団から現地視察を希望する医師の紹介を受けましたので、早速先方の医師と日程を調整いたしまして、3月26日に来市していただき、上士別医院ならびに医師住宅の状況等を視察していただいたところでございます。こうしたことの地元への対応といたしましては、2月10日に上士別自治連の正副会長さんに船津医師の嘱託医師辞任についての報告と、さらに北海道地域医療振興財団に後任の医師の招聘について要請している状況を御説明いたしております。さらに、3月7日には上士別自治会長会議におきまして同様に上士別医院の医師の状況を御説明したところであります。また、船津医師が士別市内に医院開設準備のため上士別医院の通常の診療につきましては、5月2日までとして、それ以降につきましては当分の間週2回の診療となりましたので、4月15日の広報お知らせ版の配布にあわせまして診療体制の変更のお知らせにより上士別町民の方にお知らせしたところであります。

次に上士別医院の一時閉院についてであります。船津医師が5月末をもって辞任することになりましたことから、上士別医院につきましては一時閉院となることになっております。

後もう1点、上士別の医師住宅の補修についてでございますけれども、医師住宅の補修につきましては医院並びに医師住宅を視察した医師から、医師住宅の汚損箇所の補修を要望されております。さらに先生はですね、北海道の寒さを気にされておりました。そういうことで現在上士別医院及び医師住宅につきましては、昭和52年にセラミックブロック造りで建築されておまして築後29年が経過しておりますので、要望のありました医師住宅の床や壁の汚損箇所の補修、それとあわせまして窓の改修を行う工事費用を計上したところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 5月末をもって閉院するとおっしゃいましたけれども、じゃあ6月1日から開院できるんですね。

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 私から後任の医師についてお答えをいたします。先に要請をしておりました北海道地域医療振興財団から紹介をいただいた医師につきましては、現在さいたま市にお住まいの東京都内に勤務医をされております吉田晃吉医師でございます。3月26日に私どもの上士別医院並びに医師住宅について御視察いただいた後、4月に入りまして地域医療に携わってみたいとの思いから委託開業を受託したい旨の意思表示がございましたので、早速市長名で上士別医院の委託開業を書面で要請をいたしました。吉田医師からは4月17日付で承諾する旨の回答をいただいたところでございます。これまでの吉田医師の招聘の経過につきましては、去る4月25日に上士別自治連の正副会長さんに対して御説明申し上げ御理解をいただいたところでありますけれども、今後も地域の方々に対して適宜情報の提供に意を配ってまいりたいと考えております。そこで、後任の吉田医師における上士別医院の開院の時期であります、医師住宅の補修工事に約20日間、さらに開院に向けての諸準備に約1週間のおおむね1ヵ月が見込まれますことから7月初旬になるものと予測をしておりますが、吉田医師からはできる限り早く着任をして開院をしたいという希望をされておりますので、市といたしましても1日も早く開院を解消したいという願いもありますことから、早期に開院に向け鋭意努力をしてまいりたいというように考えてございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

北口雄幸議員。

議長（北口雄幸君） 医師の交代にかかわってですけども、以前お聞きしたところによりますと上士別医院が、今の先生が来たときにですね、前の先生がいわゆる個人のカルテですとかそういう診療記録的なものもですね、開院したときにもっていったというふうにお聞きしているんですけども、まず1点目お聞きしたいのは、そのような診療記録だとかカルテだとか、その部分が上士別診療所にそのまま今後残っていくのかどうか。もう1つは、そのことによって、もし新しく今の先生に付属するということになればですね、残った患者さんというのはけっこう不安になるんでないかなというふうに思うものですから。その辺の対応についてお聞きしたいなと思います。

議長（岡田久俊君） 岡所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） 北口議員の御質問にお答えします。上士別医院のカルテの関係でございますけれども、このカルテにつきましては士別市立病院のように勤務医をされている病院でしたら病院の財産ということになりますけれども、上士別医院につきましては個人の委託開業、開業を委託しているという関係もございまして、カルテにつきましては医師本人のものになります。ということで上士別医院、今までも多寄の診療所もそうですし、上士別もそうですけれども、やめられた先生がそれについては持っていかれる、というのが実態でございます。そこで、残った患者さんの関係をどうするかということでございますけれども、船津先生が紹介状というんですか、それを必要な患者さんには書いていただくということで院内にも張り紙しておりますし、すでに何人かは書いていただいているというふうには伺っています。以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号及び議案第 69 号の 2 案件は、原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、お諮りいたします。

田宮正秋議員ほか 7 人から、調査第 1 号 議会運営委員会の閉会中継続審査について、平野洋一議員ほか 5 人から、調査第 2 号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査についての議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

それでは、調査第 1 号及び調査第 2 号を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 最初に、調査第 1 号 議会運営委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田宮正秋議員。

15 番(田宮正秋君) (登壇) ただいま議題となりました、調査第 1 号 議会運営委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会運営委員会の付託事件として、所掌事務のうち、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中においても調査研究の必要があることから議員の任期中、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、調査第 2 号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。平野洋一議員。

9 番(平野洋一君) (登壇) ただいま議題となりました、調査第 2 号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会広報特別委員会に付託されました議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項について、閉会中においても審査の必要があることから、議員の任期中、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。
よって、調査第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第15、議案第70号 監査委員の選任についてを議題に供します。
ここで、地方自治法第117条の規定により、岡崎治夫議員の退席を求めます。

（岡崎治夫君退席）

議長（岡田久俊君） 提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました、議案第70号 監査委員の選任について、御説明申し上げます。

今回の市議会議員の改選にあたり、市議会議員から選出される監査委員として岡崎治夫議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 （降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案同意と決定いたしました。

（岡崎治夫君着席）

議長（岡田久俊君） それでは、ここで、ただいま監査委員に選任同意となりました岡崎治夫議員より御挨拶がございますので、御聴取願います。

岡崎治夫議員、登壇のうへ御挨拶をお願いいたします。

監査委員（岡崎治夫君） （登壇） 一言御挨拶を申し上げます。一般選挙後初めてとなる臨時会が招集され、ただいま議員選出の監査委員として不肖、私が、その器でないことは十分承知しておりますが、市長から御推挙をいただき、また、議員各位の選任同意をいただきましたことに身に余る光栄であります。深く感謝を申し上げます。新生土別市には、今後解決していかなければならない多くの懸案事項を抱えており、きわめて重要な時期を迎えておりますが、このような状況下において監査委員が取り組むべく課題の重要さを考えますと、身の引き締まる思いであります。

今後は、監査の公正無私と、市民に信頼される監査執行に勤めてまいり所存であります。市理事者を始めとし、関係各位の御協力を心からお願い申し上げまして、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手） （降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成18年第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労様でした。

（午後 2時41分 閉会）